

若王嶽の書面より通牒を抄押出し、添増相尋右様
との折し時の水湛洋流より止むも水湛暫く月馬見
倚川辺邊に在る右馬一同身命限り時々聲と揚或持
道れか金葉令打るるより返すは次方より水約
去るるは羽根若松辺に押し中か老人半馬性我の喜中
座の切を右に執中届し上は此後屏繪圖より年十上は
以上

文政七申年八月十七日

寛文三年の秋に産稲の丈八人延る有るに駿枝之

年付しる稲と城岡に持出穂の長とさき人七八寸本枝
百七十粒二枝、百十七粒三枝、九十三粒又富士の根より
三丁穿の田地有穂穂付しる事上りり於か為秋ハ
稲葉の長ハ六尺或三寸ハ申す

文政七申年八月常呂半久山口佃馬古領分より

当り時作折角は自愛と遊むは手取か当地相尋
は用おは座のころと下りて八月末水戸中山様は領子
總領に英國より私武被忌を小私部被人数拾或人
系居の如食物を飢し由為同語忌居し知りたり